

弁護士任官 Q & A

—非常勤—

(2017年9月)

JFBA 日本弁護士連合会

Q 1 非常勤裁判官とは、何ですか？

非常勤裁判官とは、弁護士としての身分をもったまま、週一日裁判所に登庁して、民事調停又は家事調停に関し、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰する者をいいます。

正式には、民事調停官（民事調停法第23条の2）、家事調停官（家事事件手続法第250条）といますが、これら二つをあわせて「非常勤裁判官」という通称で呼んでいます。

非常勤裁判官に対し、フルタイムの裁判官を「常勤裁判官」と呼んでいます。

Q 2 どのようにして非常勤裁判官制度は創設されたのですか？

2002年の司法制度改革審議会の「意見書」が、「裁判官の給源の多様化、多元化」を求め、また「国民にとってより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、…実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する」としたことを受け、最高裁と日弁連は、2002年8月に非常勤裁判官制度の創設を合意しました。

非常勤裁判官制度は、①弁護士から常勤裁判官への任官を促進するための環境整備と、②調停手続をより一層充実・活性化することを目的として創設されたのです。

Q 3 非常勤裁判官はどのような仕事をするのですか？

非常勤裁判官は、調停手続を主宰し、調停の成立に努めます。

そのために、担当の調停事件の記録を精査し、調停委員と評議を行い、また調停に立ち会ったりするなどします。

また、いわゆる「調停に代わる決定」（民事調停法第17条）や、家事事件手続法の「調停に代わる審判」（同法第284条）、「合意に相当する審判」（同法第277条）を行うこともできます。

非常勤裁判官には、民事調停事件又は家事調停事件を担当する裁判官と同等の権限が与えられており、多種多様な調停事件を担当しますが、弁護士としての知識・経験を生かすことができるような事件、すなわち複雑で法的な問題点が多い事件を中心に担当することとなります。

Q 4 非常勤裁判官の勤務スケジュールはどうなっていますか？

非常勤裁判官は、勤務先の裁判所と協議して、毎週1回、原則として特定の曜日に、終日（概ね午前9時頃から午後5時頃まで）勤務します。

裁判所によっては偶数の週と奇数の週で勤務する曜日を変えることができることもありますので、裁判所に御相談ください。

執務日以外の曜日は、当然、弁護士としての仕事をすることができます。

Q 5 非常勤裁判官は、どのような待遇ですか？

手当は、1執務日あたり30,700円（2017年4月1日時点）で、非常勤の公務員としては最高クラスですが、残業手当などはありません。交通費は、非常勤裁判官として勤務する裁判所から、住居又は日常的に弁護士として勤務している場所のうち、近い場所までの間の旅費が支給されます。

補足：民事調停官又は家事調停官に支給される旅費の金額は、「民事調停官及び家事調停官規則」第5条第2項により、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とされており、特急料金の支給についても、この法律において定められています。具体的には、特急の片道の利用区間が100キロメートル以上の場合に支給されます（同法16条第2項第1号）。

Q 6 非常勤裁判官には、どのようなやり甲斐がありますか？

非常勤裁判官を経験された会員の方々から、「普段の弁護士としての仕事とは異なり、両方の当事者から話を聞くことによって、事案の真相に迫ることができるという点に魅力を覚えた」、「最初はとても調停成立は難しいと思われた事件でも、両当事者の言い分をじっくりと聞き、2人の調停委員と知恵を出し合うことで、“Win-Win”の解決をすることができたときに醍醐味を感じた」、「常勤の裁判官や、書記官、家裁調査官など裁判所職員の方々と親しく交流ができ、裁判所のことがよくわかるようになった」、「非常勤裁判官として職務を行うことは、間違いなく弁護士としてのスキルアップにもつながる」といった感想が数多く寄せられています。

Q 7 非常勤裁判官の任期は、何年ですか？

非常勤裁判官の任期は、2年です。1回に限り再任されることが可能ですで、合計で4年間勤めることができます。

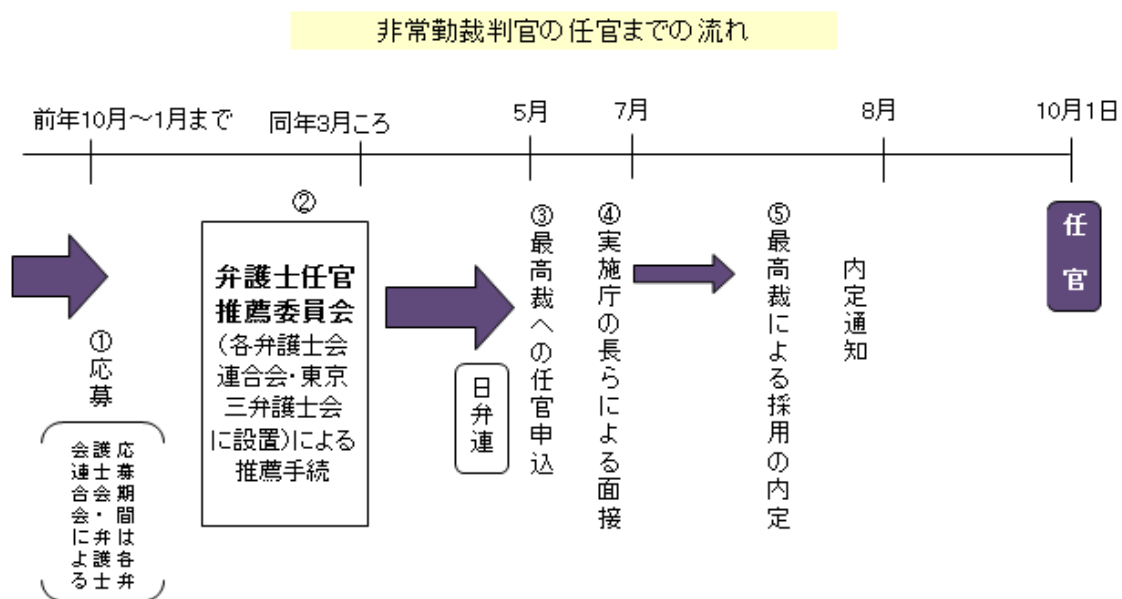
Q 8 どうしたら非常勤裁判官に応募できますか？

非常勤裁判官は毎年10月1日に採用されます。手続の流れは、下図のとおりで、多くの弁護士会又は弁護士会連合会は、前年の10月頃から当年の1月頃にかけて

募集しています。

応募者は各弁護士会連合会の推薦委員会（名称の異なるところもあります。なお、東京三会には、関弁連とは別に推薦委員会があります。）による審査を受けることの承諾書を同委員会宛てに提出し、同委員会及び弁護士会連合会の推薦の議決を経て、当年の4月下旬頃までに日弁連を通じて最高裁に採用の申込みをすることになります。

その後は、6月頃に各実施庁の長（地裁所長・家裁所長）等との面接が行われ、その結果に基づき最高裁が採用を内定し、例年7月下旬頃に内定通知が發送されます。なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審査はありません。



Q9 非常勤裁判官の推薦を受けるには、どのような条件がありますか？

非常勤裁判官の推薦を受けるには、次の四つの条件をクリアして頂く必要があります。

- 1 週1回、丸1日勤務できること。
- 2 弁護士経験5年以上であること（非常勤裁判官任官時。応募の時点では5年未満でも構いません。）。
- 3 年齢は非常勤裁判官任官時で55歳位までを基本とします。（非常勤裁判官を経て、常勤裁判官に任官する場合に、一定期間勤務できるようにとの配慮からです。常勤裁判官への任官意思の要否については、Q10を参照してください。）
- 4 懲戒処分を受けたことがないこと。

Q10 非常勤裁判官の推薦・採用に当たって、どのような点が考慮されるのでしょうか？

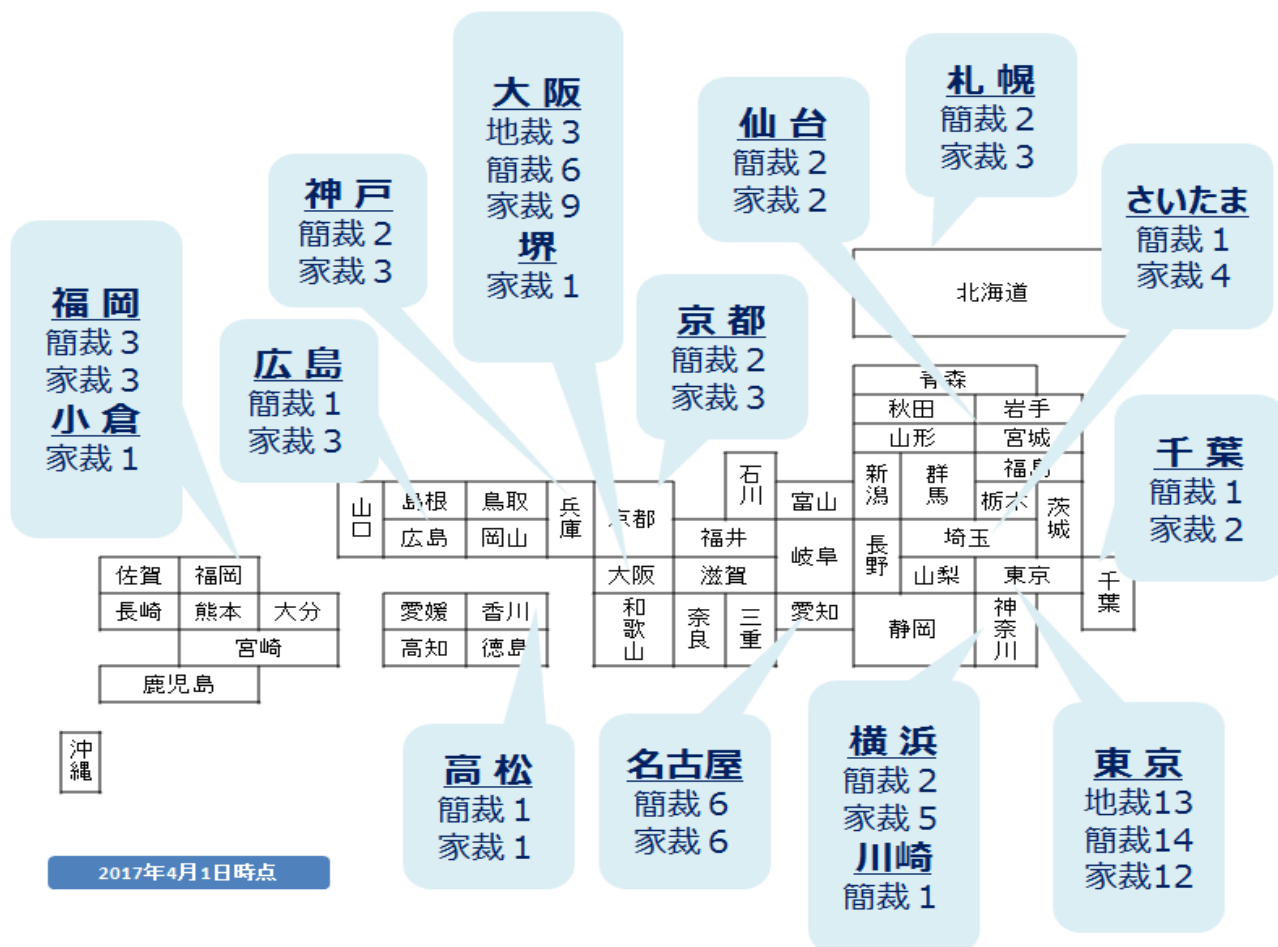
裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する職務を遂行し得る資質・能力などが必要とされています。具体的には、法律家としての能力、識見（事実認定能力、事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力、幅広い教養に支えられた視野の広さなど）、人物・性格（廉直さ、公正さ、寛容さ、決断力、協調性、基本的人権と正義を尊重する心情など）等を、提出された書類や面談などを通じて評価し、推薦の可否が決定されることとなります。

また、将来における常勤裁判官への任官の意思（確定的なものであることは必要ありません。）も考慮事項とされています。

なお、採用に当たって、司法研修所の成績自体が独立して問題にされることはありません。

Q11 非常勤裁判官は、現在どこに何名配置されていますか？

現在、非常勤裁判官は、地裁に16名、簡裁に44名及び家裁に58名配置されています。



これまでに合計484名が任官しており、現在、全国で118名の非常勤裁判官

が執務しています（実施庁の数，合計任官者数，現在の任官者数は，いずれも2017年4月1日現在での数です。）。また，非常勤裁判官制度を実施していない裁判所の管内に登録している弁護士が，通勤圏内の他の裁判所で非常勤裁判官となった例（宇都宮からさいたま家裁，下関から広島簡裁，和歌山から大阪簡裁等）もあります。

Q 1 2 非常勤裁判官の中から常勤の裁判官に任官した方は，何名ですか？

非常勤裁判官の制度が開始された第1期（2004年1月1日～）から第14期（2016年10月1日～）までの非常勤裁判官の中から，合計16名の方が常勤の裁判官に任官しています（2016年4月1日現在）。

今後とも，民事・家事調停官の経験を踏まえて常勤裁判官に応募する方が続くことが大いに期待されています。

Q 1 3 より詳しく知りたい場合はどうしたらいいですか？

非常勤裁判官について，より詳しくお知りになりたい方は，下記の日弁連法制部法制一課までお問い合わせいただくか，各单位弁護士会・弁護士会連合会の弁護士任官担当理事者又は弁護士任官等推進センター委員にお問い合わせください。

また，全国各地の弁護士会連合会で持ち回り開催されている「弁護士任官推進ブロック大会」や各单位弁護士会レベルで開催される弁護士任官推進の行事など，非常勤裁判官経験者から直接体験談を聞く機会もあります。

これらのイベントのほか，弁護士任官に関する情報は，日弁連の電子メールマガジン「弁護士任官ニュースレター」で受け取ることもできます。同ニュースレターの受取を希望される場合は，下記の担当課までお問い合わせください。

採用申込みには，概ね以下のような書類が必要となります。

- ① 非常勤裁判官採用申込書（本Q & Aに添付）
- ② 履歴書
- ③ 写真（手札版）
- ④ 非常勤裁判官のための調査質問票兼回答書など

※その他弁護士会連合会・弁護士会によって他の書類が必要となる場合があります。

弁護士任官に関するお問い合わせ
日本弁護士連合会 法制部法制第一課
T e l : 0 3 - 3 5 8 0 - 9 9 7 8

健康状態		現在の病気，既往症及び障害の詳細			
現在の病気の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 既往症の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 身体の障害 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない					
家 族 状 況	氏名	年齢・続柄	職業（勤務先，在学校，学年）	同居・別居	健康状態
希望官職，希望任地及びその理由 <input type="checkbox"/> 民事調停官 <input type="checkbox"/> 家事調停官					
備考					
以上のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 氏名（自署） 印 </div>					

（記入上の注意）

- 1 黒インクで丁寧に記入する。
- 2 該当する□に「レ」を記入する。
- 3 各欄の記入枠が足りないときは，備考欄を使用する。